

# 牛乳・乳製品及び牛肉の貿易の状況

平成16年7月  
農林水産省  
生産局畜産部

# 目 次

頁

## 1 牛乳・乳製品

( 1 ) 牛乳・乳製品の需給構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

( 2 ) 牛乳・乳製品の輸入制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

( 3 ) 乳製品輸入の現状と国際化の進展に伴う今後の課題・・・・・・・・ 4

( 4 ) 粉乳製品の輸入動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 2 牛肉

( 1 ) 牛肉の輸入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

( 2 ) 牛肉の関税水準の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

( 3 ) 牛肉の輸出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

# 1 牛乳・乳製品

## (1) 牛乳乳製品の需給構造

- ・ 我が国の牛乳乳製品の総需要量（食用）は、生乳換算で1,220万トンで、国産が約840万トン、輸入が約380万トン。
- ・ 需要の4割は飲用で、全量を国産生乳で供給。
- ・ 一方、需要の6割を占める乳製品については、国産と輸入で概ね半分ずつ供給。

総供給量 1,220万トン（生乳換算）

飲 用(510万トン)	乳製品(710万トン)			
510 万トン	指定乳製品 (バター・脱粉)	その他 乳製品 (チーズ・ 生クリーム)	チーズ	その他
	200 万トン	120 万トン	250 万トン	130 万トン
国 産 840万トン	輸 入 380万トン (乳製品を生乳換算)			

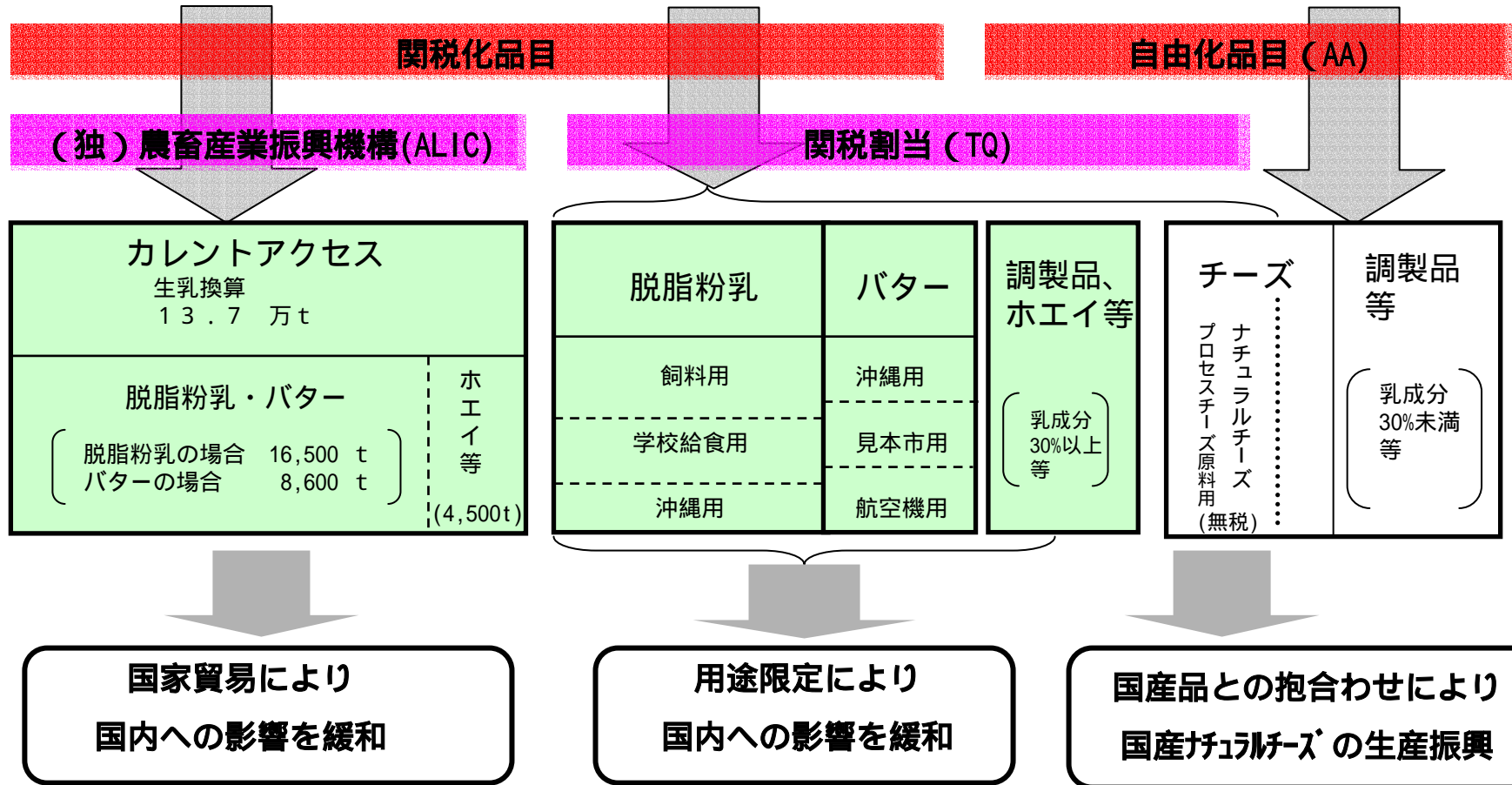
主な輸入先国		
国 名	輸入量（シェア）	
1位	豪州	1,381千トン(30%)
2位	NZ	1,081千トン(23%)
3位	EU	1,068千トン(23%)
4位	米国	358千トン( 8%)
5位	シンガポール	262千トン( 6%)

2001年度の輸入量を生乳換算したもの

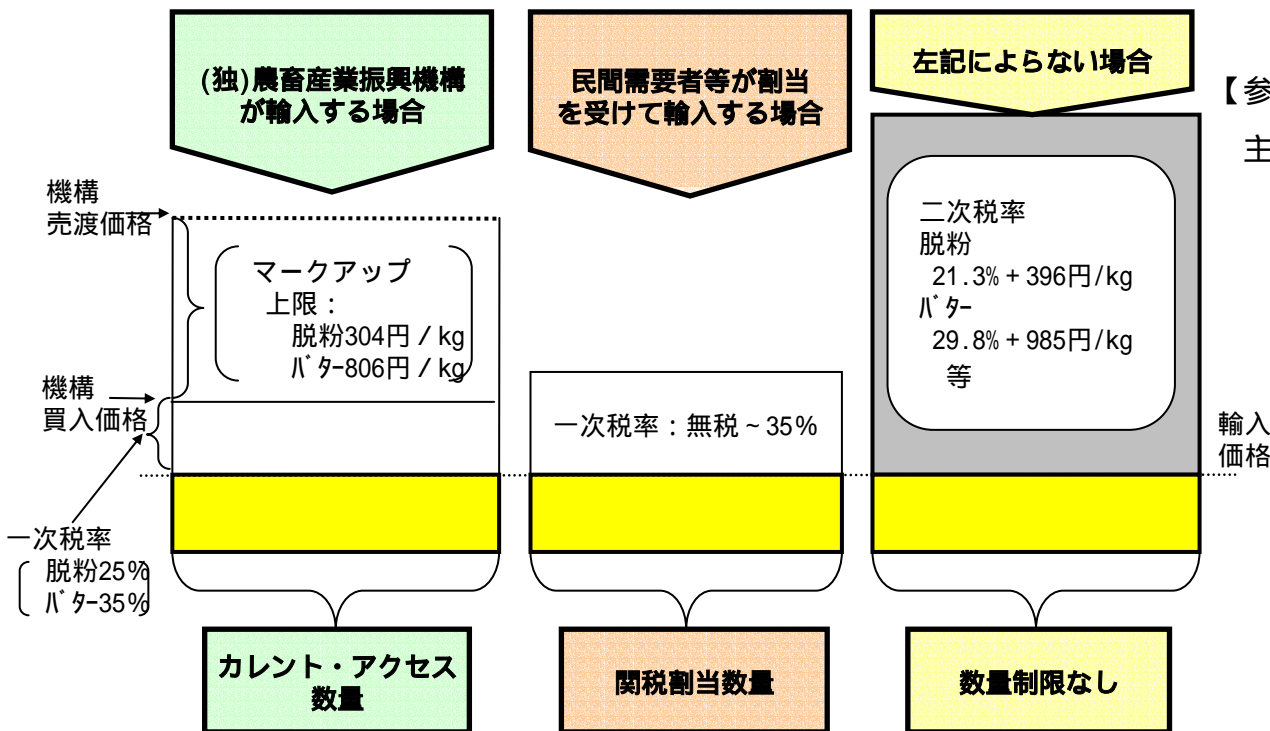
## (2) 牛乳・乳製品の輸入制度

- 従来、輸入数量制限（IQ）を適用していた基幹的乳製品については、UR合意を受けて、95年度よりすべて関税化。関税化乳製品については、基準期間の輸入実績等を基に現行アクセス数量を設定（国家貿易分及び民間の関税割当）。枠外の輸入については、高水準の関税（二次税率）を適用。
- UR前から自由化されていたチーズ、アイスクリーム、乳成分の低い乳調製品等は20～40%程度の関税水準。
- UR合意に基づき関税率を1995～2000年の6年間で15%削減。（UR方式：平均36%最低15%の関税削減）

### 輸入制度について



## 関税化した乳製品の輸入形態と関税水準等



【参考】

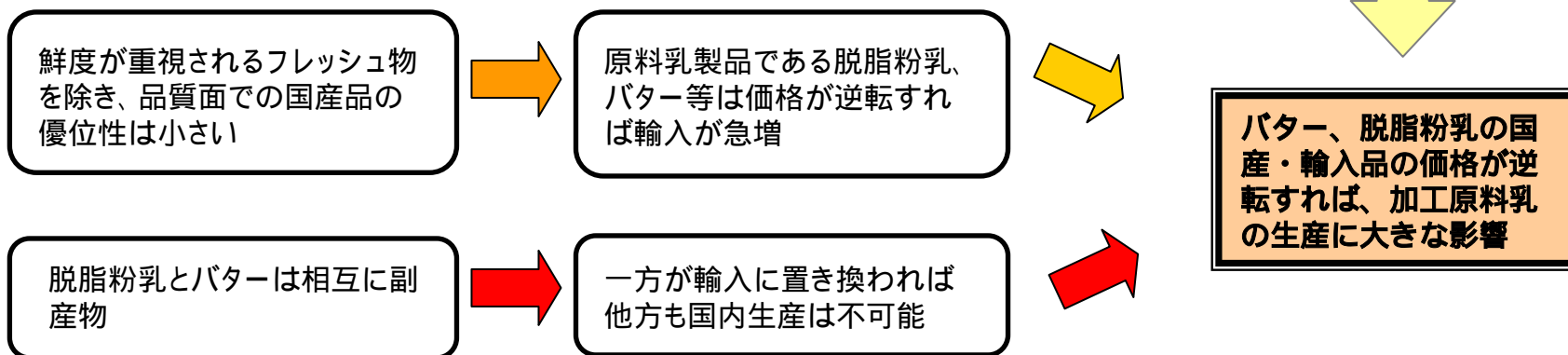
主要乳製品の内外価格差 (円/kg)

	CIF価格 1(a)	国内大口需 要者向価格 2(b)	a / b
脱脂 粉乳	1 9 7	5 1 5	2 . 6
バ ター	1 8 7	9 1 4	4 . 9

1 最近のALIC輸入の平均価格

2国内大口需要者価格は消費税を除く

## 牛乳乳製品の貿易の特徴



### (3) 乳製品輸入の現状と国際化の進展に伴う今後の課題

- 我が国はチーズをはじめとする様々な乳製品を輸入しているが、脱脂粉乳、バター等関税化品目は高い二次税率により二次輸入は抑制され、国内需給に大きな影響はない。
- 今後、WTO交渉等で関税の大幅削減や枠の大幅拡大を余儀なくされれば、脱脂粉乳、バター等の原料乳製品が大量に流入、国内の加工原料乳生産が困難となり、我が国酪農乳業が縮小する恐れ。

#### 現 状

乳製品の輸入量 (平成14年度)

高い二次税率で  
二次輸入を抑制

(単位:ト)

	品目	機構による輸入	民間TQ	二次輸入	輸入量合計
関税化品目	脱脂粉乳	0	3,431	0	3,431
	バター	6,318	199	131	6,648
	ホエイ	4,555	16,384	7	20,946
	無糖れん乳	-	1,498	4	1,502
	PEF(調製食用脂)	-	18,887	24	18,911
	乳調製品(乳成分30%以上)	-	19,610	368	19,978
自由化品目	ナチュラルチーズ	UR前からの自由化品目			189,109
	プロセスチーズ	UR前からの自由化品目			7,198
	ココア調製品	UR前からの自由化品目			46,160
	乳調製品(乳成分30%未満)	UR前からの自由化品目			366,458
	アイスクリーム	UR前からの自由化品目			19,199

#### WTO農業交渉における論点

- 関税上限の導入
- アクセス数量(1次輸入枠)の拡大

各国とのFTA交渉の進展

#### 最悪のシナリオ

乳製品の輸入急増

乳製品工場の撤退

加工原料乳は  
行き場を失う

飲用向け生乳の  
都府県への  
移送増大

価格の低落

- 酪農生産規模の縮小
- 酪農家の廃業

注1: 表は食用の製品重量で、生乳換算では合計約380万ト(うち、チーズが約250万ト)となる。

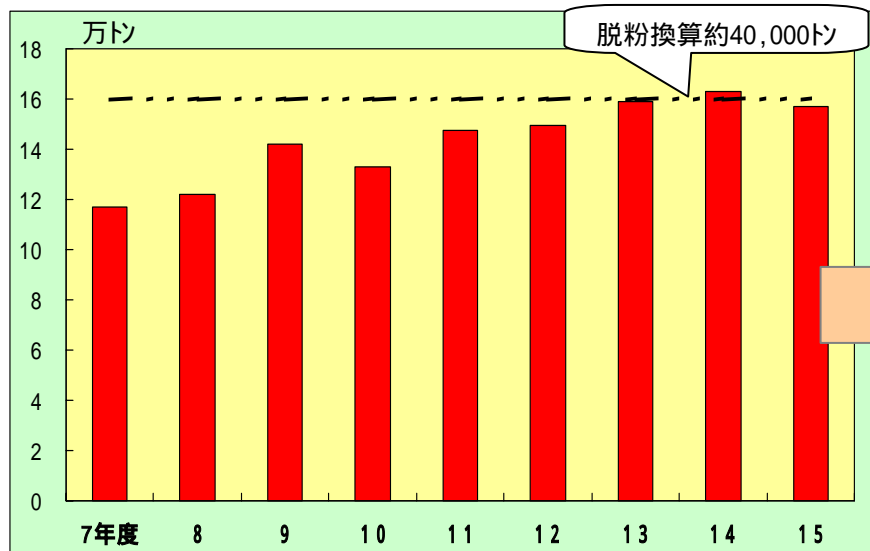
注2: ナチュラルチーズの輸入量合計には、TQにより輸入されたプロセスチーズ原料用ナチュラルチーズが含まれている。

注3: 機構による輸入については、年度内に通関が終了しなかったものがあり、カレントアクセス数量を下回っている。

## (4) 粉乳調製品の輸入動向

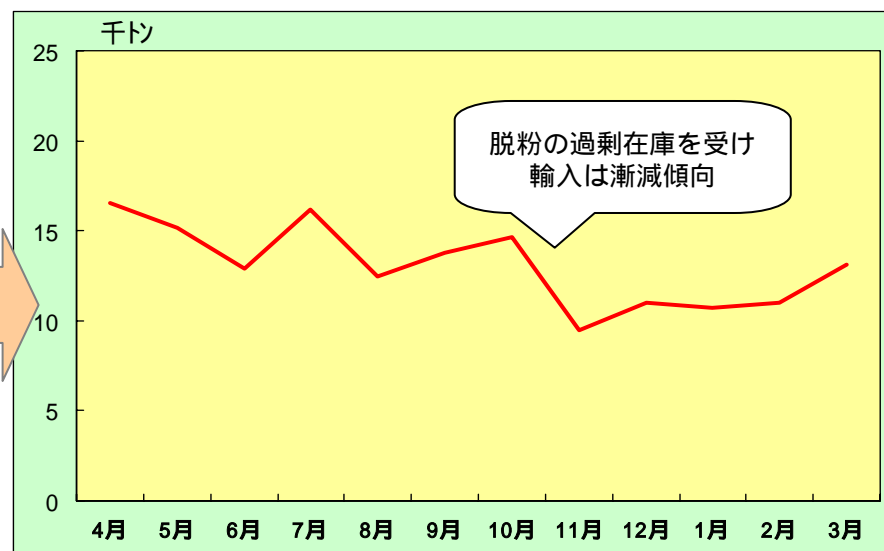
- ・ UR前からの自由化品目である粉乳調製品（乳成分30%未満）は、脱脂粉乳の需給がひっ迫していた7年頃から輸入増大。その後も輸入が定着し、最近では脱脂粉乳の需給緩和の一因。
- ・ 16年度の生産者及び乳業者の自主的な取り組みによる脱脂粉乳在庫対策により、低価格の国産脱脂粉乳が供給されれば、これに置き換わる見込み。

### 粉乳調製品の輸入動向



財務省：「貿易統計」

### 直近1年間の動向(15年度)



財務省：「貿易統計」

### 【試算】

**脱脂粉乳の  
国産大口需要者価格  
(消費税除く)  
515円/kg**

原料乳製品の需要は  
価格の影響大

**輸入調製品に対抗できる価格  
250～400円/kg**

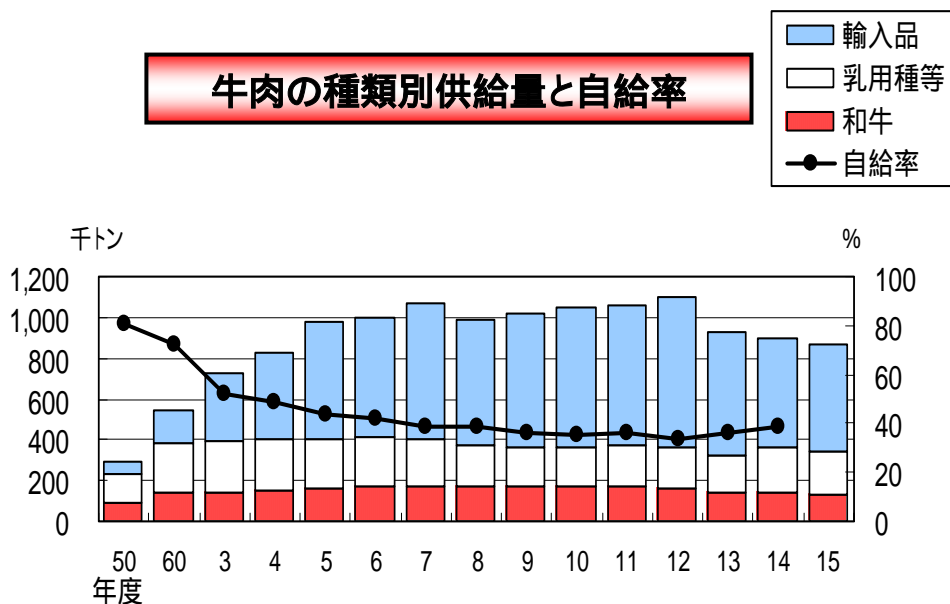


## 2 牛肉

### (1) 牛肉の輸入

- 牛肉の輸入量は、牛肉需要の増加、自由化以降の関税率の低下等を背景に、12年度までは増加傾向で推移。その結果、牛肉の自給率は低下傾向で推移。
- 13年度及び14年度は、我が国でのBSE発生により牛肉の消費量が減少したことから輸入量は減少。15年度の輸入量は、回復傾向で推移してきたが、15年12月24日以降、米国産牛肉の輸入が停止したことから、ほぼ前年度並み。

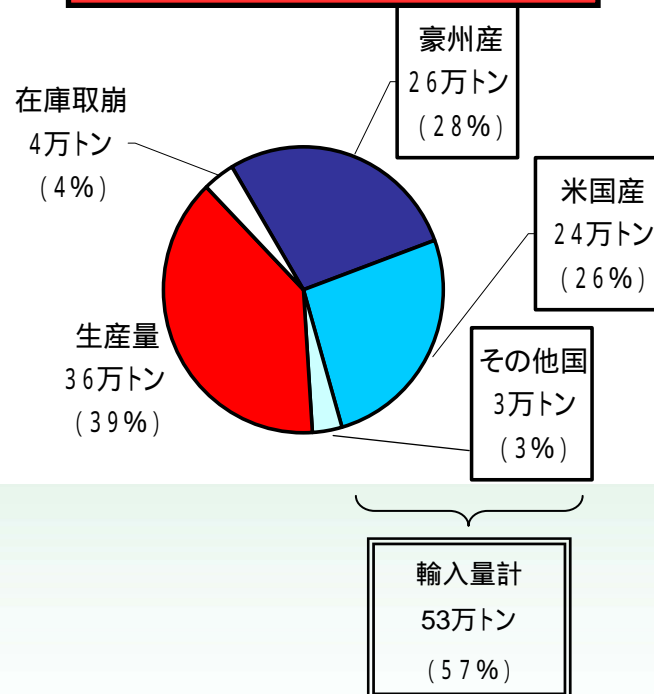
#### 牛肉の種類別供給量と自給率



資料：農林水産省「食料需給表」、「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」

注：14年度の自給率は速報値である。

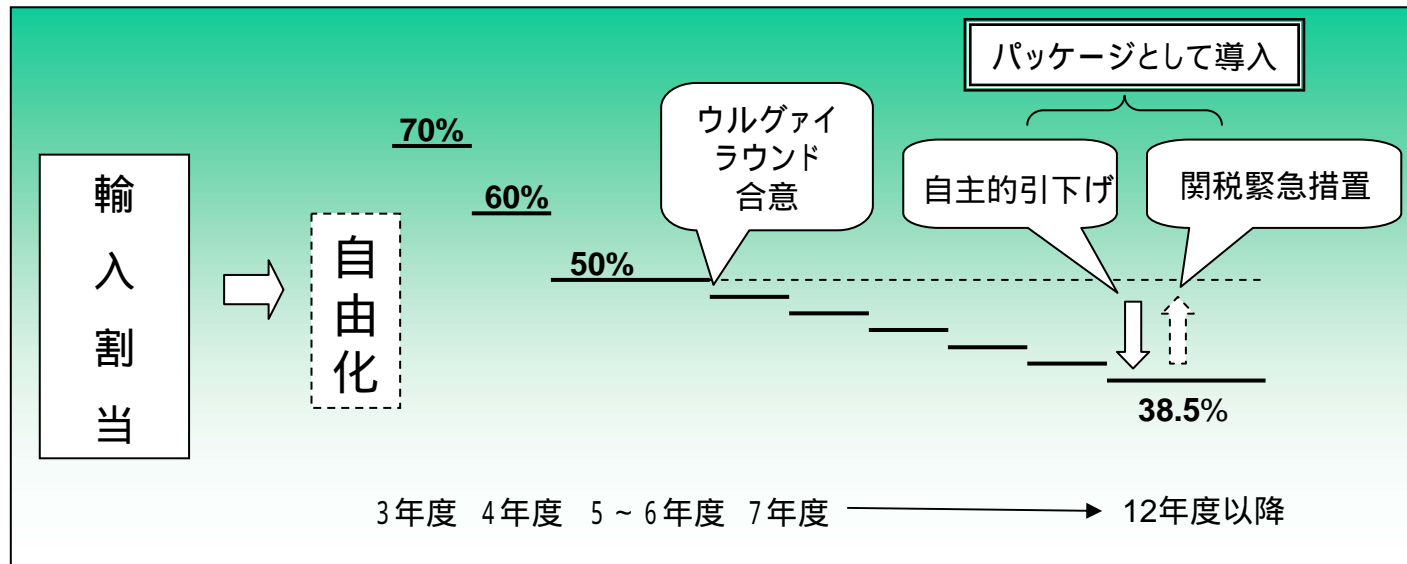
#### 牛肉の供給構造 (14年度：93万トン)





## (2) 牛肉の関税水準の推移

- 牛肉の関税水準は、平成3年度の輸入自由化後、5年度までに70%から50%に引き下げ。その後、ウルグアイ・ラウンド（UR）農業交渉において、UR農業合意を満たす関税水準を超えて、自主的に関税を50%から38.5%まで段階的に引き下げることにより合意。一方、その代償として牛肉関税の緊急措置制度を導入。



### 「牛肉関税の緊急措置」の仕組み

- 四半期毎の累計輸入量が一定水準（前年の117%）を超えて増加した時、自動的に発動し、関税率が38.5%からWTOで認められた水準である50%に戻される。

#### 発動実績

##### 【冷凍牛肉】

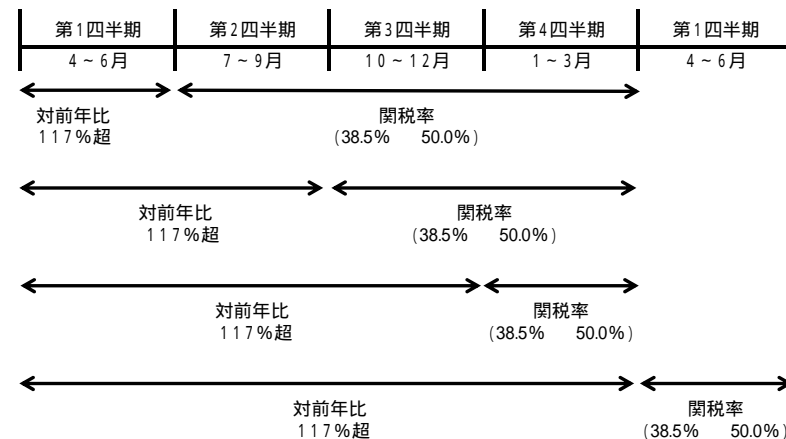
平成7年8月1日～8年3月31日（関税率48.1% 50%）

平成8年8月1日～9年3月31日（関税率46.2% 50%）

##### 【生鮮・冷蔵牛肉】

平成15年8月1日～16年3月31日（関税率38.5% 50%）

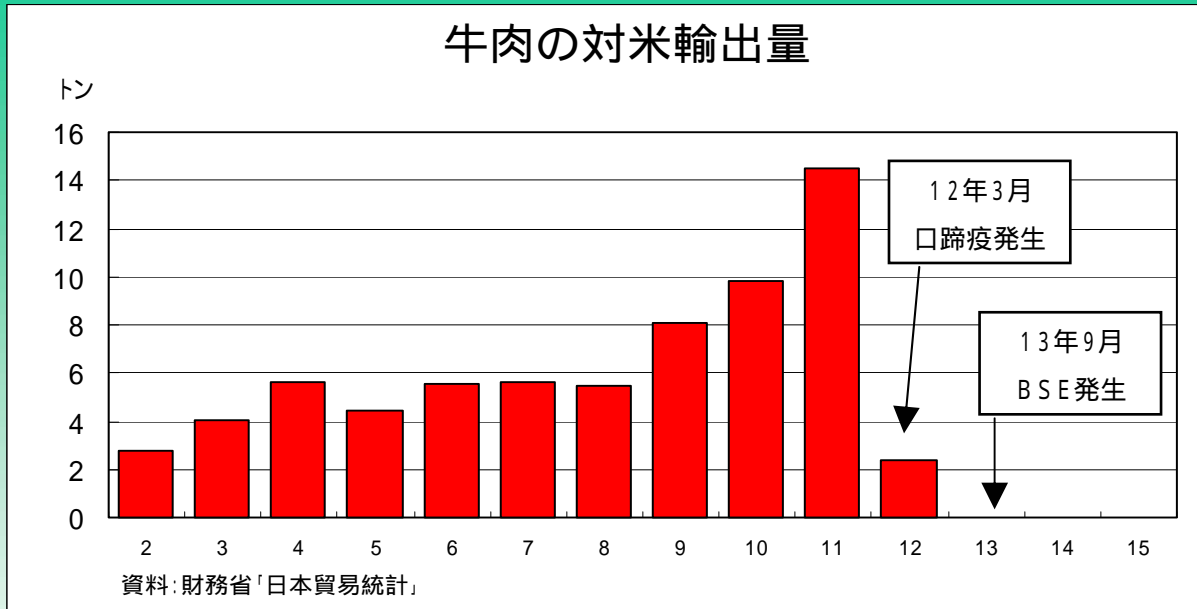
### 緊急措置の発動例



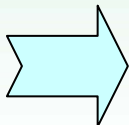
(注)実際の輸入と輸入統計公表までにタイムラグ(約1ヶ月)が存在するため、四半期当初からの発動とはならない場合がある。

### ( 3 ) 牛肉の輸出

- 牛肉の対米輸出は、平成2年以降、3ヶ所の対米輸出認定施設（現在は4ヶ所）から主に日本食レストラン向けの和牛肉が輸出されており、11年までは増加傾向で推移。しかし、我が国において、12年3月に口蹄疫、13年9月にBSEが発生したことから、米国は日本からの輸入を禁止しているところ。
- 対米輸出の再開については、米国産牛肉の輸入再開問題と併せて、専門家及び実務担当者会合を含めた日米BSE協議において、本年夏を目途に結論を出すべく議論が行われているところ。
- なお、米国以外には、アジア諸国（韓国、香港、台湾等）などへの輸出実績。



#### 対米輸出認定施設



(施設名)	(認定日)
・(株)群馬食肉卸売市場	H2.8.30
・南九州畜産興業株式会社(末吉と畜場)	H2.8.30
・(株)ミヤチク	H2.8.30
・サンキョーミート株式会社 有明ミート第二工場	H14.12.26